

平成二十四年四月四日提出
質問第一七〇号

宇和島徳洲会病院の診療報酬不正請求問題に関する質問主意書

提出者 山内康一

宇和島徳洲会病院の診療報酬不正請求問題に関する質問主意書

平成二十年二月四日、愛媛社会保険事務局による宇和島徳洲会病院に対する聴聞通知書（媛社局文発二一

一号）に関連して質問する。

一 別紙「不利益処分の原因となる事実」の（不正請求）の「8. 自院で治療のため摘出された腎臓であり、他の病院から提供されたものではないにも拘らず、虚偽の内容を診療報酬明細書に記載し診療報酬を不正に請求していた。」、「9. 病気腎の治療のために摘出した腎臓を他の患者に移植術を行い、これを診療報酬点数表上の生体腎による同種腎移植術を実施したものととして、診療報酬を不正に請求していた。」と、診療報酬不正請求が行われたと指摘しているが、その後政府はこれらの不正請求分の返還を求めたか。

二 まだ返還されていないとすれば、その理由及び現状を明らかにされたい。

三 今般の宇和島徳洲会病院のような診療報酬請求の不正が横行することにより、移植医療の信頼性が損なわれかねない。政府として何らかの対策を講じる必要があると考えるが、政府の方針如何。

右質問する。